

質疑への回答書

各 位

庄 原 市 長
(総務部管財課)

令和7年10月27日に公告を行った「教育関係18施設 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日: 令和7年11月7日

記

質 疑 事 項	回 答
質疑1 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	回答1 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 現在の各施設における電力供給会社は、すべての施設において中国電力株式会社です。 現在の各施設における計量日は、すべての施設において毎月1日です。
質疑2 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 各施設について、自動検針装置はついてますか。	回答2 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 検針装置については、すべての施設において自動検針装置が設置されています。
質疑3 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	回答3 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 入札書に記載する日付については、その日付でよろしいです。
質疑4 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	回答4 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 力率については、各施設の仕様書に記載の通り、すべて100%で算定してください。 また、力率割引については、電力供給契約書(案)の第 10 条第2項記載の通り、標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとしますので、力率割引については考慮することが可能です。
質疑5 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	回答5 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 入札公告の「5. 入札書の作成方法-(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法」に記載の通り、基本料金単価、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含むものとします。
質疑6 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札時の算定方法について、内訳書等に記載	回答6 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 以下は、すべて入札付属書の様式(様式第4号)に

質 疑 事 項	回 答
のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A: 基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C: 燃料費等調整(燃料費調整単価＋市場価格調整単価)＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D: 再エネ賦課金＝使用電力量×単価(小数点以下切捨て) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E: 月額合計＝各月 A～D 合算(小数点以下切捨て)	記載している事項です。 A: 基本料金については、「契約電力×単価×(185-力率(%))」とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－②」に記載の通り、月ごとの基本料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。) B: 電力量料金については、「使用電力量×単価」とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－③」に記載の通り、月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。) C: 燃料費等調整額、D: 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(6)燃料費調整額等の取り扱い」に記載の通り、入札価格に含めないでください。 E: 月額合計については、各月において A、B の合算とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－④」に記載の通り、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑7 (質疑受領日: 令和7年10月29日) 税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	回答7 (回答掲載日: 令和7年11月5日) 契約期間合計金額→予定総額への算定のこととお見受けしますが、この際は入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－⑤」に記載の通り、予定総額について1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑8 (質疑受領日: 令和7年10月29日) 弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	回答8 (回答掲載日: 令和7年11月5日) 令和8年4月以降において、電子請求書での対応は可能とします。

質 疑 事 項	回 答
質疑9 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード)	回答9 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 令和8年4月以降において、Webページから電子請求書等を確認し、ダウンロードすることについて、対応可能とします。
質疑10 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応していません。ご了承くださいいただけますでしょうか。	回答10 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電子請求書については、押印は不要としますが、この場合国における取り扱いに準じ、請求者が正しい請求元であるかどうかを確認するため、本件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を請求書に明記することを必須とします。
質疑11 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承くださいいただけますでしょうか。	回答11 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書に記載される各単価については、税込の記載でよろしいです。
質疑12 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承くださいいただけますでしょうか。	回答12 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電力供給契約書(案)の第2条第1項に記載の通り、契約書に記載の契約単価は税込単価でよろしいです。
質疑13 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	回答13 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 支払い期限について、その内容でよろしいです。
質疑14 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承くださいいただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	回答14 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 本件においては、個別に請求書を発行する必要がある施設は1つありません。
質疑15 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	回答15 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書については、入札公告の「10. 電気料金の支払いー(2)電気料金請求書等の送付先について」に記載の通り、施設別の請求書について、ここに示している7つの送付先にお送りいただくこととなります。
質疑16 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月 7 営業日夕方より順次掲載致します。ご了承くださいいただけますでしょうか。	回答16 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書について、その内容でよろしいです。

質 疑 事 項	回 答
質疑17 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	回答17 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電力供給契約書(案)の第10条第3項に記載の通り、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて、電力量料金を変動させることができますものとします。
質疑18 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	回答18 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書について、その表示方法でよろしいです。
質疑19 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	回答19 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電力供給契約書(案)の第2条第2項に記載の通り、供給者の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、使用者、供給者協議のうえこれを改定することができるものとしており、ご質問いただいているケースにおいて、協議に応じることは可能です。
質疑20 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合) 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになったため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	回答20 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 本件においては、現在契約電力が 500kW 以上の施設はなく、本件の電力供給期間中において、500kW 以上に契約電力を変更する予定の施設はありません。 また、本件の電力供給期間中において、現在のところ契約電力を大きく変更するような施設の改修工事等を行う予定はありませんが、今後そういった改修の必要を生じた場合には、単価変更の協議に応じます。
質疑21 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	回答21 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 本件の契約書においては、仕様書を一式書類として添付するため、この仕様書に記載された契約電力を当初契約に適用することとなりますが、電力供給契約書(案)の第8条に記載の通り、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とするため、仕様書に記載している契約電力と、令和8年4月以降における契約電力は相違する可能性があることは承知しております。

質 疑 事 項	回 答
質疑22 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、直近 1 年分の「30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	回答22 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) ご質問いただいているデータにつきましては、提供することができません。
質疑23 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 「30 分値データ」等をお持ちでなく提供ができない場合、落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。同意書を提出いただくことにより広域機関から弊社へ貴施設の「30 分値データ」をご提供いただくことが可能となります。こちらも落札後のご対応となります。	回答23 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) この同意書への捺印、提出は可能です。
質疑24 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	回答24 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 本件の電力供給期間中において、ご質問いただいている移転を予定している施設はありません。
質疑25 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか	回答25 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電力供給期間中において、ご質問いただいている工事を予定している施設はありません。
質疑26 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	回答26 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) ご質問いただいている事項については、了承します。
質疑27 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	回答27 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 開札結果については、本案件を公告しておりますページにて、入札者と各者の入札金額を公表します。 また、開札結果について、開札日やその翌日等において確定していましたら、電話等で連絡いただくことは可能です。(落札者には、本市より直接電話する予定です。) 参考までに、本市の電力供給入札のページにおいて、過去に執行した入札案件の入札結果も現在公表しており、それと同様に公表します。
質疑28 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提	回答28 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) ご質問いただいている書類については、提出可能です。

質 疑 事 項	回 答
出は可能でしょうか。 質疑29（質疑受領日：令和7年 10 月 31 日） 燃料費等調整額について、契約書案では「本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。」と記載がありますが、燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない（燃料費等調整額の請求を行わない）契約方法でも問題ないでしょうか。 質疑30（質疑受領日：令和7年 11 月 7 日） ○入札に参加できる条件について 「過去5年以内において、高圧受電による1年間以上の電力供給の実績を有する者」とありますが、1 年以上の電力供給の実績の期間の内に取次供給期間も実績に含まれるでしょうか。	回答29（回答掲載日：令和7年 11 月 5 日） 燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題はありません。 回答30（回答掲載日：令和7年 11 月 7 日） 取次供給であっても、直接自社にて需要家と電力供給契約を締結するなどして、自ら高圧受電による電力供給を1年以上行った場合は、本入札への参加条件に定める実績に含むものとします。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
庄原市役所 総務部 管財課 契約係